

石狩商工会議所いしかり創業促進事業 「いしかり創業促進助成金」交付要綱

制定：令和5年3月16日要綱第2号

(目的)

第1条 この要綱は、地域経済の活性化及び雇用の確保を図るため、石狩市内において創業する者に対し、予算の範囲内で創業経費の一部を助成することにより、創業者を後押しするとともに商工会議所による経営支援を継続的に行うことで、安定的な経営を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)創業 次に掲げる行為をいう。

ア 事業を営んでいない個人が新たに事業を開始すること（所得税法（昭和40年法律第33号）第229条の規定により届出をした場合に限り、イに掲げるものを除く。）。

イ 事業を営んでいない個人が新たに法人を設立し、当該新たに設立された法人が事業を開始すること。

(対象者)

第3条 助成対象となる者は、以下の全ての要件を満たす者とする。

(1) 石狩市内（厚田区及び浜益区を除く）において創業していること。

(2) 石狩市内（厚田区及び浜益区を除く）に現住所を有する個人であること。
法人である場合には、本店の住所及び代表者の現住所が石狩市内（厚田区及び浜益区を除く）であること。

(3) 石狩市より産業競争力強化法（平成25年法律98号）で認定された創業支援等事業計画に基づいて、創業支援等事業者が実施する特定創業支援等事業による支援を受け、特定創業支援等事業を受けた旨の証明書を有する者であること。

(4) 市税等について滞納がないこと。

(5) 創業後3年以内であること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、助成対象者としなない。

(1) 別表第1に定める非対象業種の営業を行おうとする者。

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団に関係する者。

- (3) フランチャイズ契約又はこれに類する契約に基づく事業を営む者。
- (4) 既にこの要綱に基づく助成金を受けている者。
- (5) その他会頭が適切でないと判断する事業を実施しようとする者。

(対象要件)

第4条 以下の全ての要件を満たすこと。

- (1) 創業したときから3年以上、経営継続の見込みがあること。また、営業実態が確認できること。
- (2) 石狩商工会議所の会員であること。
- (3) 助成金の交付を受けた者は、助成金の交付を受けた日から3年間、経営指導員の経営指導を年1回以上受けること。

(対象経費及び補助上限)

第5条 助成金の交付対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、創業に要する経費のうち、仕入や広告宣伝費、ソフトウェア使用料等の諸経費、土地及び建物（本人、配偶者又は3親等内の親族が所有する土地及び建物を除く。）の賃借料（敷金、礼金、駐車場使用料、仲介手数料等賃貸借契約に関する諸経費を除くものとする。）、初期設備費、建物取得費、その他会頭が特に必要と認める経費とし、これらの合計額の3分の2について、10万円を限度として助成を行う。

- 2 助成対象経費は、助成金交付申請書（別記第1号様式）に記載する事業期間内に発生した経費とする。
- 3 国、北海道、石狩市などからの補助金や助成金等の対象となる経費については、対象外とする。
- 4 この支援事業は令和7年度（令和8年3月31日）を以って終了する。

(事業の公募)

第6条 会頭は公募期間を定め、公式ウェブサイトその他適切な方法により周知し、公募するものとする。

(助成金の交付申請)

第7条 助成金の交付を受けようとする者は、第6条に規定する公募期間内に、助成金交付申請書（別記第1号様式）に、次の関係書類を添えて、会頭へ提出しなければならない。

- (1) 同意書（別記第2号様式）
- (2) 確約書（別記第3号様式）
- (3) 事業計画書及び経費内訳書（別記第4号様式）
- (4) 助成対象経費一覧表（別記第5号様式）

- (5) 運転免許証や住民票など現住所が確認できる書類の写し
- (6) 申請日から3ヶ月以内に発行された履歴事項全部証明書の写し（法人のみ）
- (7) 開業届の写し（個人のみ）
- (8) 特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明書の写し

（対象事業の選考及び決定等）

第8条 会頭は、前条の規定により助成金交付申請書の提出があったときは、「中小企業振興委員会」において審査し、その結果を申請者へ通知するものとする。

2 前項の通知により、助成金決定を行う場合において、会頭はその申請者に必要な条件を付することができる。

（助成金の交付）

第9条 助成金は、事業完了後精算払いにより交付するものとする。

（実績報告）

第10条 助成金の交付決定者は、事業完了後、30日以内までに事業実績報告書（別記第6号様式）に、次の関係書類を添えて会頭へ提出しなければならない。

なお、期限内に事業実績報告書等の提出が無い場合は、理由の如何を問わず助成金の交付は行わない。

- (1) 支出一覧表（別記様式第7号）
- (2) その他会頭が必要と認める書類

（対象事業の内容等の変更）

第11条 助成金の交付決定者が、対象事業の内容を変更しようとするときは、軽微な変更を除き、あらかじめ会頭の承認を受けなければならない。

2 会頭は、次の各号に掲げる事項を条件として助成金を交付するものとする。

- (1) 申請内容及び金額の変更（前項に定める軽微な変更を除く）をする場合には、会頭の承認を受けること
- (2) 事業を中止、又は廃止する場合には、速やかに会頭へ報告すること
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合、速やかに会頭に報告してその指示を受けること
- (4) 事業期間は、4月1日から12月31日までとし、期間内に完了した事業費を助成金対象とするが、期間外に発生した経費に対しては、助成金の対象外とする。

(助成金交付決定の取消等)

第12条 会頭は、助成金の交付を受け又は受けようとする者が次の各号の一に該当するときは、助成金交付の決定を取り消し、又は既に交付した助成金の全部若しくは一部の返還を命ずることがある。

- (1) 助成金を交付の目的以外の目的に使用したとき
- (2) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき
- (3) 事業の実施方法が不相当なとき
- (4) 事業完了報告書及び必要と認められる書類が期限内に提出がないとき
- (5) その他この要綱の規定に違反したとき

(経営指導)

第13条 助成金の交付を受けた者は、助成金の交付を受けた日から3年間、年1回以上、経営指導員の指導を受けること。また、経営指導員が必要と認める書類について開示すること。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、会頭が別に定める。

附 則 (令和5年3月16日要綱第2号)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。